

平成 3 0 年度 版

事業概要

(平成 2 9 年度実績)

三重県障害者相談支援センター

目 次

第1	概要	1
1	沿革	
2	名称・所在地・建物配置図等	
3	所管区域	
4	組織及び職員配置	
第2	業務内容	7
1	総務・身体障害者支援課	
2	知的障害者支援課	
3	地域支援課	
第3	平成29年度業務実績	15
1	総務課	
(1)	身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2)	年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3)	身体障害者手帳交付者数	
(4)	身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5)	市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6)	年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7)	療育手帳交付者数	
2	知的障害者支援課	
(1)	年度別相談人員の推移	
(2)	相談形態割合	
(3)	相談判定処理状況	
(4)	市町別相談判定状況	

- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

3 身体障害者支援課

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 判定等実施状況
- (4) 判定依頼件数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移
- (6) 判定依頼状況の過去5年間の推移
- (7) 更生医療の判定件数
- (8) 補装具判定の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

4 地域支援課

- (1) 相談支援事業
- (2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援
- (3) 人材育成支援事業
- (4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実にに向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業及び人材育成事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「相談支援センター」の機能の充実にに向けた支援や、「協議会」の活性化を図る地域支援を行っています。

さらに、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、この法律により県は「障害者権利擁護センター」としての機能を果たすことが義務付けられました。そこで障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

1 沿革

(1) 身体障害者更生相談所の沿革

- | | |
|----------|--|
| 昭和27年10月 | 三重県民生部厚生課内に設置 |
| 昭和30年6月 | 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転 |
| 昭和60年4月 | 三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670番地2）の整備に伴い、同センター内に移転 |

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾 670 番地 2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方 2283-1）内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1 丁目 12-2）内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古曾字雁田 694-1）に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）内に移転

2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
TEL 059-236-0400 (総務・身体障害者支援課)
059-232-7356
059-232-7531 (知的障害者支援課)
059-236-0403 (地域支援課)
FAX 059-231-0687
E-mail shogaic@pref.mie.jp
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

・案内図



交通：JR一身田駅から徒歩約10分

津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」

「人権センター口」からは徒歩約3分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 m²

建物延べ面積 8,172.30 m² (396.235 m²)

() は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



平成 30 年 4 月 1 日

地域名	総数	男	女	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	216,948	107,233	109,715	12.1%	84,364	11.5%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	376,559	187,685	188,874	21.0%	157,130	21.4%	四日市市・三重郡
鈴鹿	246,226	122,627	123,599	13.7%	100,363	13.7%	鈴鹿市・亀山市
津	276,640	134,355	142,285	15.4%	116,359	15.9%	津市
松阪	207,409	99,469	107,940	11.6%	81,904	11.2%	松阪市・多気郡
伊勢	234,815	110,403	124,412	13.1%	95,826	13.1%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	165,290	79,948	85,342	9.2%	65,249	8.9%	名張市・伊賀市
尾鷲	32,276	14,966	17,310	1.8%	15,446	2.1%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	35,612	16,403	19,209	2.0%	16,528	2.3%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,791,775	873,089	918,686	100.0%	733,169	100.0%	

4 組織及び職員配置（平成30年4月1日現在）

所長（事務）		1名
総務・身体障害者支援課	課長（事務）	1名
	事務	4名
	看護師	2名
	業務補助職員	2名
	医師（非常勤嘱託）	9名
知的障害者支援課	課長（事務）	1名
	ケースワーカー （事務2名、技術1名）	3名
	心理判定員	4名
	医師（非常勤嘱託）	1名
地域支援課	課長（技術）	1名
	事務	4名
	技術	1名

【再掲】

事務吏員	13名
技術吏員	9名
業務補助職員（事務）	2名
嘱託医	10名

※平成30年4月1日から総務課と身体障害者支援課が一つになり、総務・身体障害者支援課となりました。

第2 業務内容

1 総務・身体障害者支援課

(1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指定業務

(3) 療育手帳の交付業務

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

(4) 身体障害者福祉法第11条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325001号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

(5) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

(6) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

重症心身障害者については、療養介護（鈴鹿病院・三重病院・済生会明和病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

(7) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

(8) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局などからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

(9) その他庶務、経理業務

2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令第1条、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 市町の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報提供その他必要な援助（市町が施設入所させて更生援護を行い、

又は更生援護を行うことを委託する措置に係るものに限る。)

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の支給決定に際し意見を述べ、また、技術的事項について協力並びに援助
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認めた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

(1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

① 実施方法

ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

② 相談内容

ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所利用に関する相談

イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不
適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、
家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実
施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者
の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する判定書（各
種証明書等）を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に出席し、困難事例等に対する支援
検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必
要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿

の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

③ 行動観察事業

地域生活において何らかの不適応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、一時的に入所施設（障害者支援施設「城山れんげの里」）を利用して行動観察を行い、再度地域での生活が可能となるように支援しています。

（3）関係機関への支援

・三重県地域生活定着支援センター

知的障がいを有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がいの判定を行っています。

（4）研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

3 地域支援課

障害者総合支援法第78条の規定により以下の業務を行っています。

- ・障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組
- ・障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会充実に向けた取組

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法により障害者相談支援センター内に「三重県障害者権利擁護センター」を設置しました。

また、障害者虐待防止対策支援事業により、虐待防止にかかる研修を行って

います。

(1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行っています。

② 障がい児等療育相談支援事業

障がい児（者）または発達の気になる児童等並びに家族等の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

③ 高次脳機能障害及びその関連障がいに対する支援普及事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障害支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域協議会の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域の相談支援体制及び協議会の充実に向けて、地域の現状把握に努め要請に応じて支援をしています。また、スーパーバイザーを県が任命し地域に派遣し支援をしています。

(3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、人材育成に関する検討部会を設置し、研修の企画運営、人材育成ビジョンの策定等を行っています。

主な研修は以下のとおりです。

① 障害支援区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

④ サービス管理責任者等研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者の養成及びフォローアップするための研修を行います。

⑤ 強度行動障害支援者養成研修

行動障害の理解と適切な支援を行う人材の育成を進めるために、行動障害のある人の支援に携わる障害福祉サービス事業所職員等を対象に研修を行います。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター

「使用者による障害者虐待」の相談を受付けています。ここではセンター職員が相談を受け付け、必要に応じて該当する市町、県健康福祉部

障がい福祉課及び関係機関と連携を図るとともに、市町への助言や支援を行っています。

② 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

障害者虐待の問題について、障害者福祉施設従事者等の理解を深めるとともに、市町等の障害者虐待防止担当職員等の専門性の強化を図るため、研修を行っています。

第3 平成29年度業務実績

1 総務課

(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

		視覚	聴覚 平衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不 自 由	脳原性	心臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	260	394	75	2,411	83	870	587
	再交付(認定)	281	234	38	1,146	109	619	336
	再交付(取替)	84	112	29	542	17	199	68
	居住地変更	122	117	22	738	62	153	91
	返還	287	406	82	2,641	20	638	448
	県内転入	15	37	3	126	1	33	19
	県外転出	14	19	2	97	5	20	3
合計		1,063	1,319	251	7,701	297	2,532	1,552

		呼吸器	ぼうこう 直腸	小腸	肝臓	その他	合計
交付・ 処理 件数	新規交付	285	498	2	35	16	5,516
	再交付(認定)	80	165	12	4	1	3,025
	再交付(取替)	9	38	2	4	8	1,112
	居住地変更	23	51	1	4	7	1,391
	返還	331	418	1	23	4	5,299
	県内転入	3	10	0	2	10	260
	県外転出	2	9	0	1	6	178
合計		733	1,189	18	73	52	16,781

身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

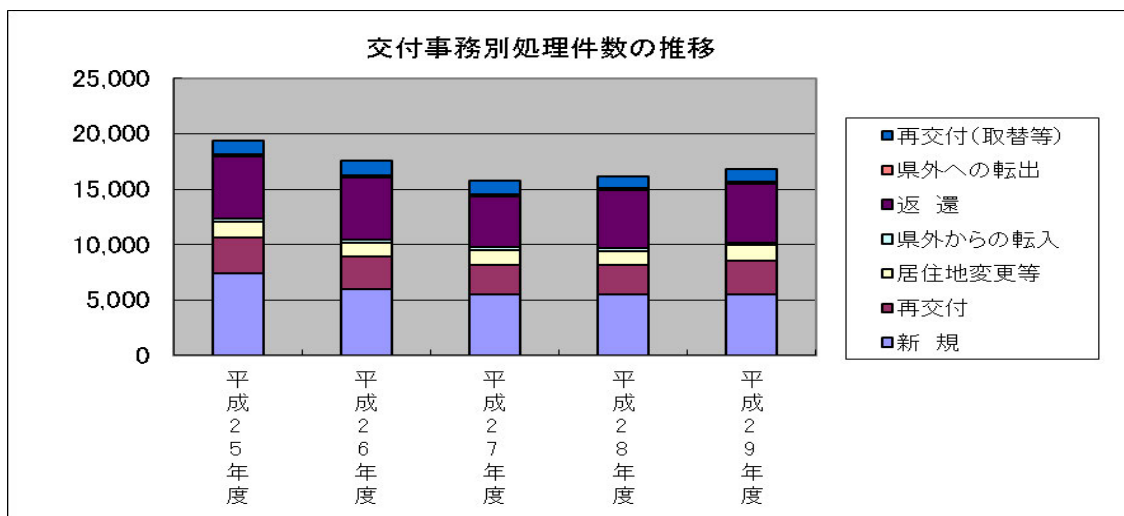
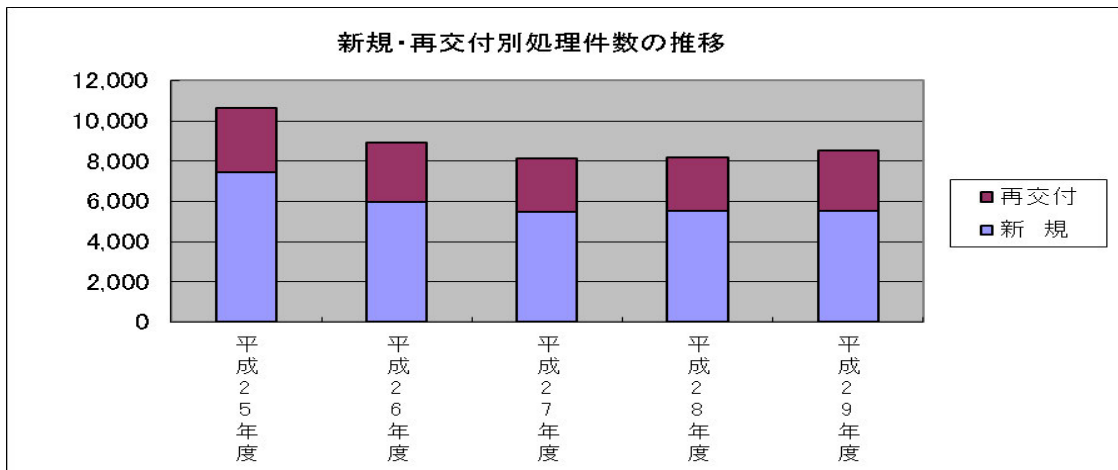
市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	803	455	173	255	820	28	32	2,566
四日市市	793	498	188	219	618	40	31	2,387
伊勢市	437	149	81	99	416	9	9	1,200
松阪市	490	268	103	172	478	16	16	1,543
桑名市	441	221	87	97	426	28	22	1,322
鈴鹿市	638	349	125	129	445	30	16	1,732
名張市	242	164	38	50	247	20	10	771
尾鷲市	85	44	9	25	83	8	0	254
亀山市	171	83	42	40	204	5	3	548
鳥羽市	47	40	23	14	86	4	4	218
熊野市	72	32	12	8	77	0	3	204
いなべ市	122	67	26	28	138	6	2	389
志摩市	164	87	31	48	192	18	8	548
伊賀市	279	179	58	47	313	15	11	902
市計	4,784	2,636	996	1,231	4,543	227	167	14,584
木曾岬町	24	12	5	12	35	0	1	89
東員町	59	38	8	23	80	2	4	214
菰野町	107	70	15	30	97	4	1	324
朝日町	22	10	5	5	23	1	0	66
川越町	35	15	6	5	25	0	0	86
多気町	47	22	4	2	61	3	0	139
明和町	73	35	13	18	68	5	0	212
大台町	36	22	8	5	51	3	0	125
玉城町	37	23	10	6	34	0	0	110
度会町	20	4	4	3	29	0	0	60
大紀町	50	39	8	3	47	1	1	149
南伊勢町	70	32	17	16	77	4	0	216
紀北町	82	32	6	17	63	5	2	207
御浜町	31	9	4	8	30	0	2	84
紀宝町	39	26	3	7	36	5	0	116
町計	732	389	116	160	756	33	11	2,197
合計	5,516	3,025	1,112	1,391	5,299	260	178	16,781

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規	7,425	5,974	5,458	5,517	5,516
再交付	3,409	3,220	2,953	2,688	3,025
小計	10,645	8,927	8,146	8,202	8,541
居住地変更等	1,378	1,243	1,355	1,174	1,391
県外からの転入	309	299	302	329	260
返還	5,657	5,595	4,544	5,205	5,299
県外への転出	188	213	173	167	178
再交付(取替等)	1,179	1,243	1,244	1,087	1,112
合計	19,356	17,726	15,744	16,164	16,781

※ 平成 23 年 4 月から肢体不自由を上肢・下肢・体幹に分けて認定しています。

※ 平成 26 年 4 月から肢体不自由と心臓機能障害の認定基準が改正されました。



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成30年4月1日現在)

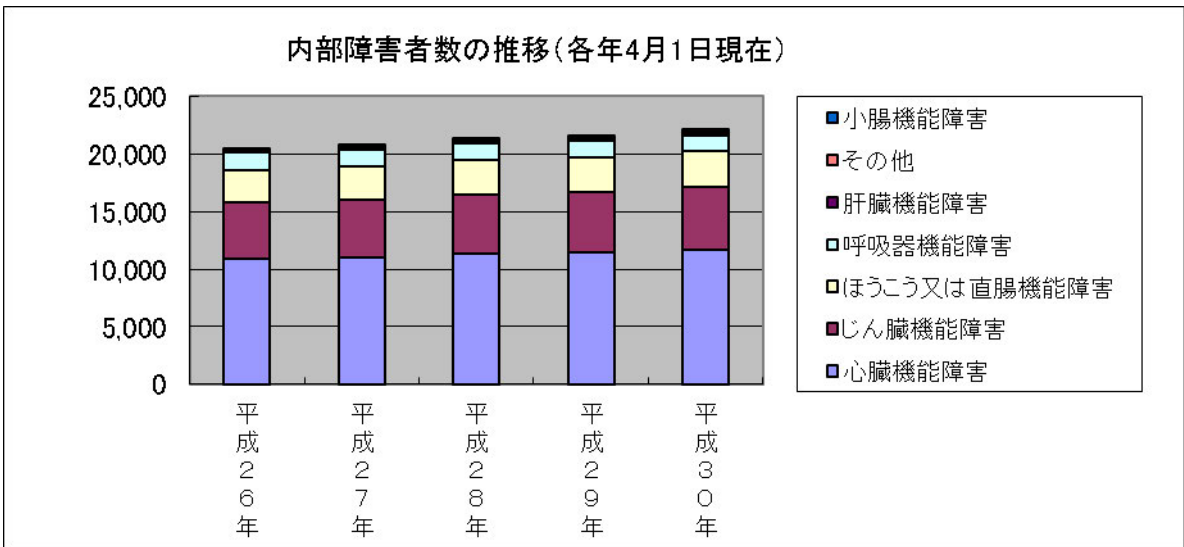
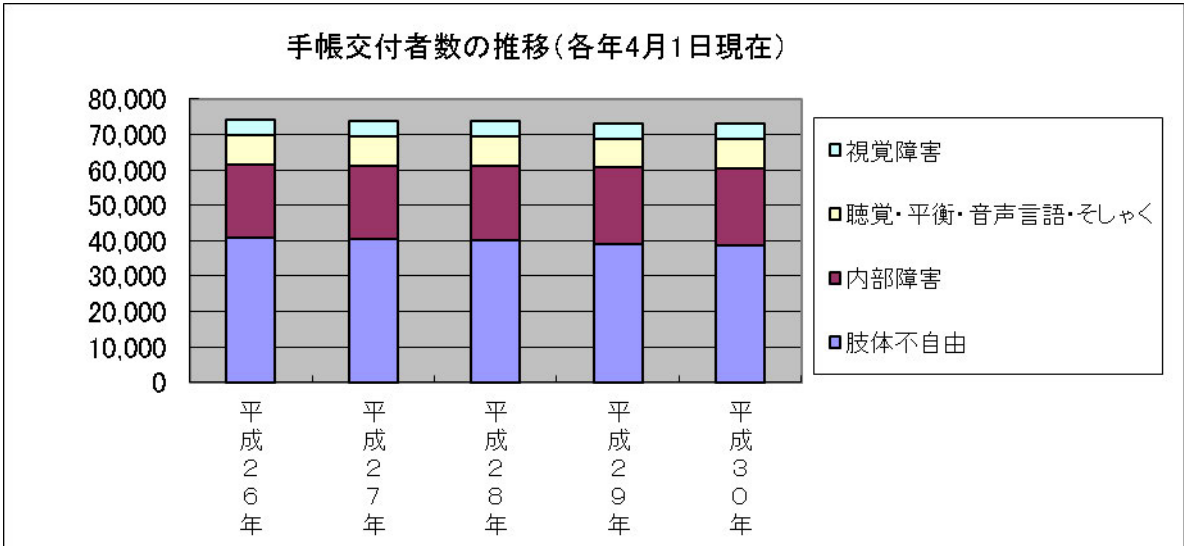
等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比	
障害別										
視覚障害	児	31	6	7	3	10	2	59	5.9%	
	者	1,469	1,209	350	307	564	307	4,206		
	計	1,500	1,215	357	310	574	309	4,265		
聴覚又は 平衡機能障害	児	0	65	35	25	0	32	157	10.0%	
	者	330	1,631	1,076	1,249	39	2,793	7,118		
	計	330	1,696	1,111	1,274	39	2,825	7,275		
音声、言語機能 又はそしゃく 機能障害	児	0	0	3	4			7	1.2%	
	者	38	68	430	310			846		
	計	38	68	433	314	0	0	853		
肢体不自由	児	419	322	89	19	65	11	925	53.5%	
	者	6,565	7,022	8,254	10,538	3,324	1,833	37,536		
	計	7,984	7,344	8,343	10,557	3,389	1,844	38,461		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	72	1	54	18			145	15.7%
		者	8,218	70	1,647	1,649			11,584	
		計	8,290	71	1,701	1,667	0	0	11,729	
	呼吸器機能障害	児	9	1	6	1			17	1.9%
		者	272	24	787	245			1,328	
		計	281	25	793	246	0	0	1,345	
	じん臓機能障害	児	5	0	0	0			5	7.1%
		者	4,985	17	264	109			5,375	
		計	4,990	17	264	109	0	0	5,380	
	ぼうこう又は 直腸機能障害	児	4	0	13	12			29	4.1%
		者	13	11	190	2,892			3,106	
		計	17	11	203	2,904	0	0	3,135	
	小腸機能障害	児	1	0	3	2			6	0.1%
		者	16	3	8	39			66	
		計	17	3	11	41	0	0	72	
	肝臓機能障害	児	23	0	0	0			23	0.2%
		者	119	25	16	9			169	
		計	142	25	16	9	0	0	192	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.3%
		者	35	100	71	14			220	
		計	35	100	71	14	0	0	220	
	(内部障害計)	児	114	2	76	33	0	0	225	29.4%
		者	13,658	250	2,983	4,957	0	0	21,848	
		計	13,772	252	3,059	4,990	0	0	22,073	
合計	児	564	395	210	84	75	45	1,373	100.0%	
	者	22,060	10,180	13,093	17,361	3,927	4,933	71,554		
	計	22,624	10,575	13,303	17,445	4,002	4,978	72,927		
等級別構成比		31.0%	14.5%	18.2%	23.9%	5.5%	6.8%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視 覚	聴 覚・ 平 衡	音 声 言 語 そ し ゃ く	肢 体 不 自 由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心 臓	呼 吸 器	腎 臓	膀 胱 直 腸	小 腸	肝 臓	そ の 他	計	児	者	
津市	733	977	119	6,184	1,645	167	767	441	11	33	0	3,064	248	10,829	11,077
四日市市	652	971	124	5,205	1,922	152	892	450	9	24	0	3,449	236	10,165	10,401
伊勢市	323	606	60	2,582	910	100	370	211	2	17	0	1,610	100	5,081	5,181
松阪市	373	696	97	3,552	982	121	503	291	10	19	0	1,926	140	6,504	6,644
桑名市	255	388	49	2,201	900	77	306	222	8	11	0	1,524	84	4,333	4,417
鈴鹿市	393	716	67	3,918	1,022	146	609	356	11	23	0	2,167	168	7,093	7,261
名張市	175	351	40	1,884	504	63	224	124	5	6	0	926	63	3,313	3,376
尾鷲市	53	98	14	576	180	19	109	53	2	3	0	366	11	1,096	1,107
亀山市	122	251	31	1,311	316	52	170	133	1	8	0	680	54	2,341	2,395
鳥羽市	69	146	17	567	183	27	80	35	1	6	0	332	8	1,123	1,131
熊野市	56	111	9	638	187	56	79	76	0	1	0	399	5	1,208	1,213
いなべ市	94	187	23	911	249	40	114	70	1	5	0	479	33	1,661	1,694
志摩市	151	302	40	1,245	396	48	176	96	1	7	0	724	23	2,439	2,462
伊賀市	304	525	50	2,667	709	73	282	176	3	13	0	1,256	47	4,755	4,802
(市計)	3,753	6,325	740	33,441	10,105	1,141	4,681	2,734	65	176	0	18,902	1,220	61,941	63,161
木曾岬町	15	9	5	100	43	5	17	11	0	0	0	76	3	202	205
東員町	47	82	12	441	160	21	71	30	1	3	0	266	17	851	868
菰野町	72	129	14	745	224	38	128	65	2	3	0	460	25	1,395	1,420
朝日町	10	22	3	111	46	5	17	17	0	0	0	85	7	224	231
川越町	13	18	5	203	86	8	38	14	0	0	0	146	10	375	385
多気町	34	68	4	284	92	3	39	26	1	1	0	162	11	541	552
明和町	46	112	9	495	171	12	54	41	0	2	0	280	22	920	942
大台町	20	39	7	303	74	14	26	26	0	0	0	140	5	504	509
玉城町	37	54	9	316	105	16	48	19	1	0	0	189	14	591	605
度会町	24	45	1	183	67	5	23	15	1	2	0	113	3	363	366
大紀町	37	51	3	309	86	18	51	15	1	0	0	171	5	566	571
南伊勢町	70	147	17	523	204	19	56	37	0	3	0	319	12	1,064	1,076
紀北町	42	94	15	509	127	9	71	33	0	1	0	241	9	892	901
御浜町	23	37	2	197	53	19	21	22	0	1	0	116	2	373	375
紀宝町	22	43	7	301	86	12	39	30	0	0	0	167	8	532	540
(町計)	512	950	113	5,020	1,624	204	699	401	7	16	0	2,951	153	9,363	9,546
その他											220	220	0	220	206
県合計	4,265	7,275	853	38,461	11,729	1,345	5,380	3,135	72	192	220	22,073	1,373	71,554	72,927



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成29年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	7	24	9	7	7	4	58
指定件数	7	24	9	7	7	4	58
うち新規指定者	6	23	9	7	7	3	55

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定申請件数	47	47	50	50	58
指定件数	47	47	50	50	58

障害保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成30年4月1日現在)

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
桑名員弁	218	808	26	24	27	37	21	153	109	110	108	81	87	0	25
桑名市	168	646	18	19	22	30	17	118	86	88	86	67	73	0	22
いなべ市	39	126	6	3	3	5	2	27	17	17	17	13	13	0	3
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
四日市	425	1578	44	39	55	85	47	293	219	235	218	141	159	6	37
四日市市	389	1437	41	34	50	78	43	266	198	212	199	129	146	6	35
菟野町	27	112	3	5	5	7	4	20	16	17	14	10	10	0	1
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	5	17	0	0	0	0	0	5	3	3	3	1	2	0	0
鈴鹿・亀山	233	837	27	21	26	48	24	171	116	117	115	67	85	3	17
鈴鹿市	199	722	21	18	23	44	21	149	100	103	98	57	73	3	12
亀山市	34	115	6	3	3	4	3	22	16	14	17	10	12	0	5
津	499	1,903	64	59	76	112	72	337	261	251	261	167	184	9	50
津市	499	1903	64	59	76	112	72	337	261	251	261	167	184	9	50
松阪多気	270	977	30	21	31	45	20	194	144	152	140	77	101	2	20
松阪市	225	797	26	17	25	35	16	157	117	127	115	60	83	1	18
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	28	114	3	3	5	8	3	22	17	15	15	11	10	1	1
大台町	13	54	0	1	1	2	1	12	8	8	8	5	7	0	1
伊勢志摩	253	951	33	28	36	52	28	181	138	137	135	70	91	4	18
伊勢市	165	601	26	23	30	40	22	108	84	84	80	38	55	2	9
鳥羽市	14	67	1	0	0	2	1	13	10	9	10	8	8	2	3
志摩市	48	176	6	4	5	8	4	35	25	26	26	17	17	0	3
玉城町	10	48	0	1	1	2	1	9	7	7	7	6	6	0	1
度会町	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	9	38	0	0	0	0	0	9	8	7	7	1	4	0	2
大紀町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
伊賀	157	535	14	10	10	18	8	108	81	84	78	54	62	0	8
名張市	71	225	5	5	5	9	5	46	35	35	36	17	24	0	3
伊賀市	86	310	9	5	5	9	3	62	46	49	42	37	38	0	5
紀北	51	216	6	5	5	10	4	38	30	30	30	23	23	2	11
尾鷲市	34	130	6	5	5	6	4	23	15	17	16	13	13	0	7
紀北町	17	86	0	0	0	4	0	15	15	13	14	9	10	2	4
紀南	26	97	3	1	2	4	2	19	15	15	14	7	12	0	3
熊野市	11	47	2	0	1	2	1	8	8	8	7	3	6	0	1
御浜町	13	40	1	1	1	2	1	9	5	5	5	4	4	0	2
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
合計	2,132	7,902	247	208	268	411	226	1,494	1,113	1,131	1,099	687	804	26	189

(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

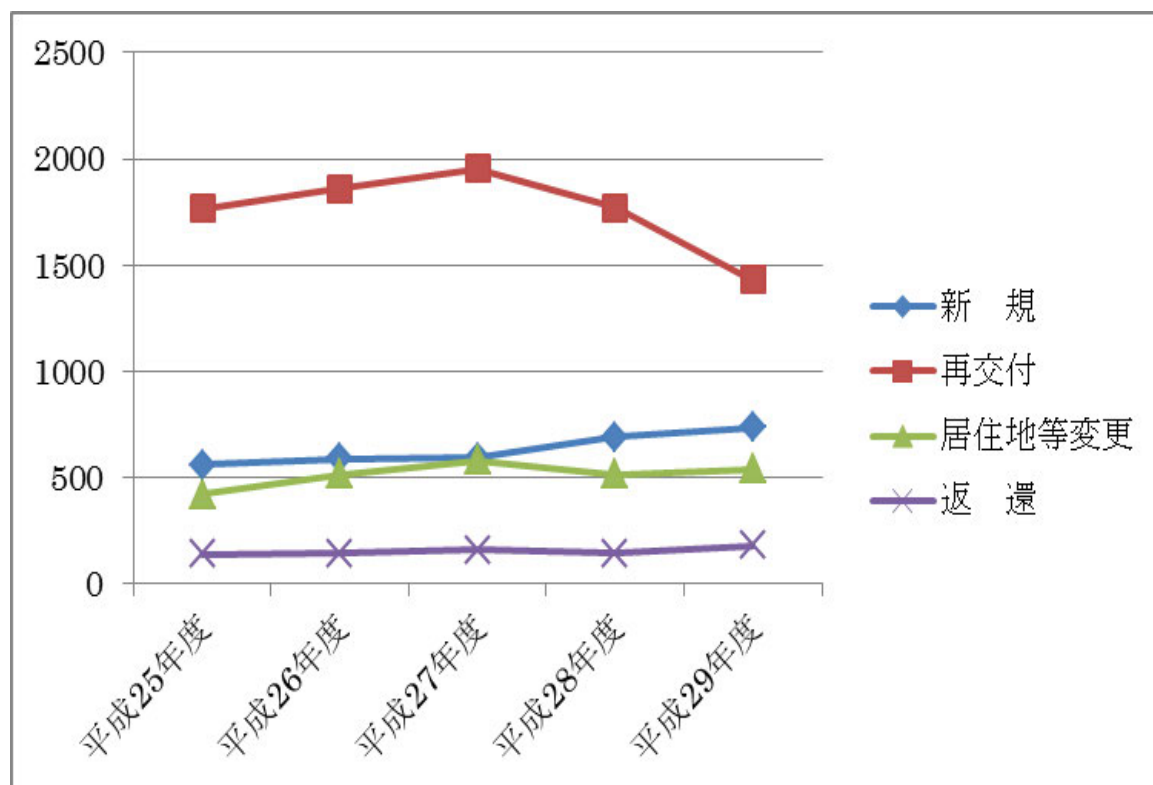
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

市町名	新規 交付	再交付	居住地 等変更	返 還	計
津市	95	207	88	20	410
四日市市	177	268	94	27	566
伊勢市	32	70	42	11	155
松阪市	46	129	51	10	236
桑名市	83	123	44	30	280
鈴鹿市	112	181	74	14	381
名張市	32	78	29	9	148
尾鷲市	2	11	4	0	17
亀山市	8	40	6	1	55
鳥羽市	5	16	7	1	29
熊野市	12	14	5	6	37
いなべ市	8	34	11	7	60
志摩市	8	30	11	9	58
伊賀市	31	75	32	8	146
市 計	651	1,276	498	153	2,578
木曾岬町	3	4	1	1	9
東員町	8	14	4	1	27
菰野町	22	34	5	4	65
朝日町	4	6	2	0	12
川越町	6	11	3	1	21
多気町	10	16	1	1	28
明和町	9	15	4	2	30
大台町	1	11	3	0	15
玉城町	2	10	2	2	16
度会町	5	3	0	0	8
大紀町	2	5	3	0	10
南伊勢町	3	7	5	3	18
紀北町	1	6	4	2	13
御浜町	2	8	2	5	17
紀宝町	6	5	1	0	12
町 計	84	155	40	22	301
合 計	735	1,431	538	175	2,879

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規	556	585	588	687	735
再交付	1,766	1,857	1,952	1,767	1,431
小計	2,322	2,442	2,540	2,454	2,166
居住地等変更	417	511	576	511	538
返還	134	140	154	140	175
合計	2,873	3,093	3,270	3,105	2,879

処理件数の推移



(7) 療育手帳交付者数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

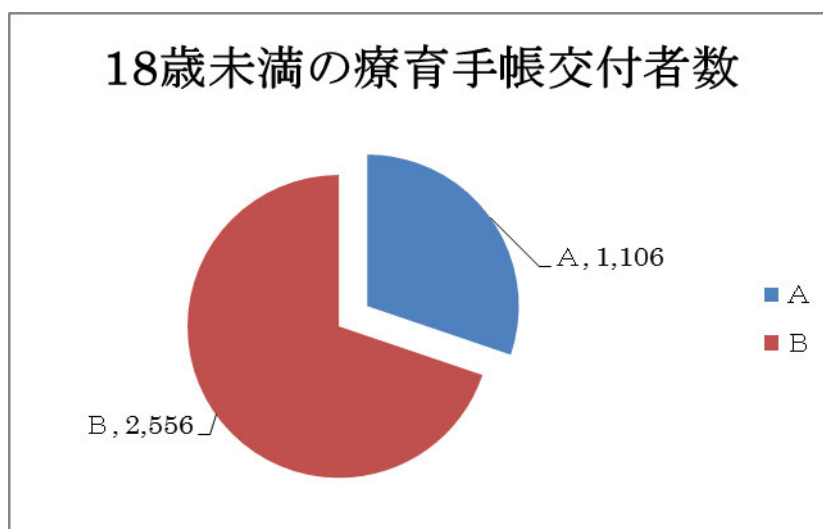
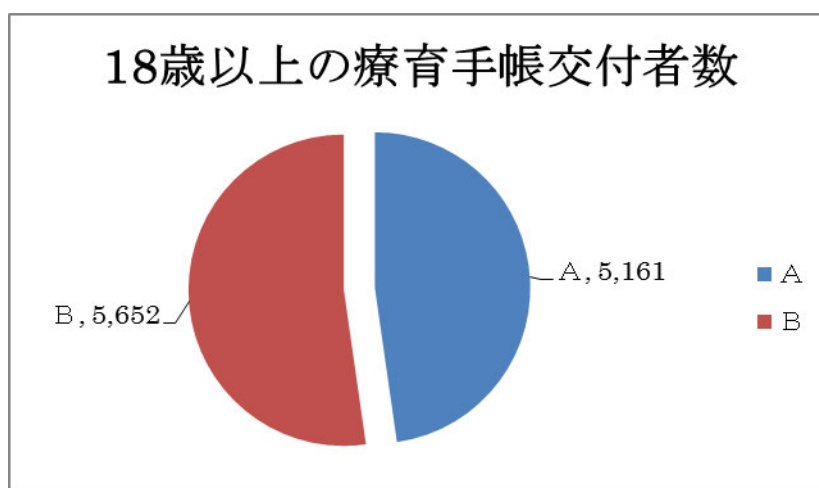
(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合 計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,465	800	159	361	520	873	872	1,745	1,032	1,233	2,265
四日市市	1,547	941	252	513	765	735	988	1,723	987	1,501	2,488
伊勢市	567	358	61	133	194	372	359	731	433	492	925
松阪市	782	479	66	243	309	462	490	952	528	733	1,261
桑名市	622	370	91	215	306	316	370	686	407	585	992
鈴鹿市	1,017	584	155	350	505	537	559	1,096	692	909	1,601
名張市	456	281	47	138	185	223	329	552	270	467	737
尾鷲市	92	59	5	20	25	62	64	126	67	84	151
亀山市	258	108	35	64	99	107	160	267	142	224	366
鳥羽市	102	72	5	13	18	89	67	156	94	80	174
熊野市	123	78	7	34	41	91	69	160	98	103	201
いなべ市	206	144	29	60	89	134	127	261	163	187	350
志摩市	213	154	17	27	44	178	145	323	195	172	367
伊賀市	474	331	50	126	176	264	365	629	314	491	805
(市計)	7,924	4,759	979	2,297	3,276	4,443	4,964	9,407	5,422	7,261	12,683
木曾岬町	27	17	9	6	15	14	15	29	23	21	44
東員町	89	55	12	20	32	64	48	112	76	68	144
菰野町	239	93	22	68	90	136	106	242	158	174	332
朝日町	33	18	9	15	24	16	11	27	25	26	51
川越町	73	27	9	19	28	36	36	72	45	55	100
多気町	78	54	6	23	29	47	56	103	53	79	132
明和町	105	53	10	25	35	48	75	123	58	100	158
大台町	59	35	5	8	13	37	44	81	42	52	94
玉城町	88	44	12	14	26	42	64	106	54	78	132
度会町	30	21	4	6	10	19	22	41	23	28	51
大紀町	44	30	5	10	15	37	22	59	42	32	74
南伊勢町	81	59	5	8	13	68	59	127	73	67	140
紀北町	96	71	12	16	28	75	64	139	87	80	167
御浜町	48	38	4	8	12	38	36	74	42	44	86
紀宝町	47	40	3	13	16	41	30	71	44	43	87
(町計)	1,137	655	127	259	386	718	688	1,406	845	947	1,792
県合計	9,061	5,414	1,106	2,556	3,662	5,161	5,652	10,813	6,267	8,208	14,475

年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

(単位:人)

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	3,108	3,466	6,574
	女	2,053	2,186	4,239
	計	5,161	5,652	10,813
18歳未満	男	738	1,749	2,487
	女	368	807	1,175
	計	1,106	2,556	3,662
合計	男	3,846	5,215	9,061
	女	2,421	2,993	5,414
	計	6,267	8,208	14,475



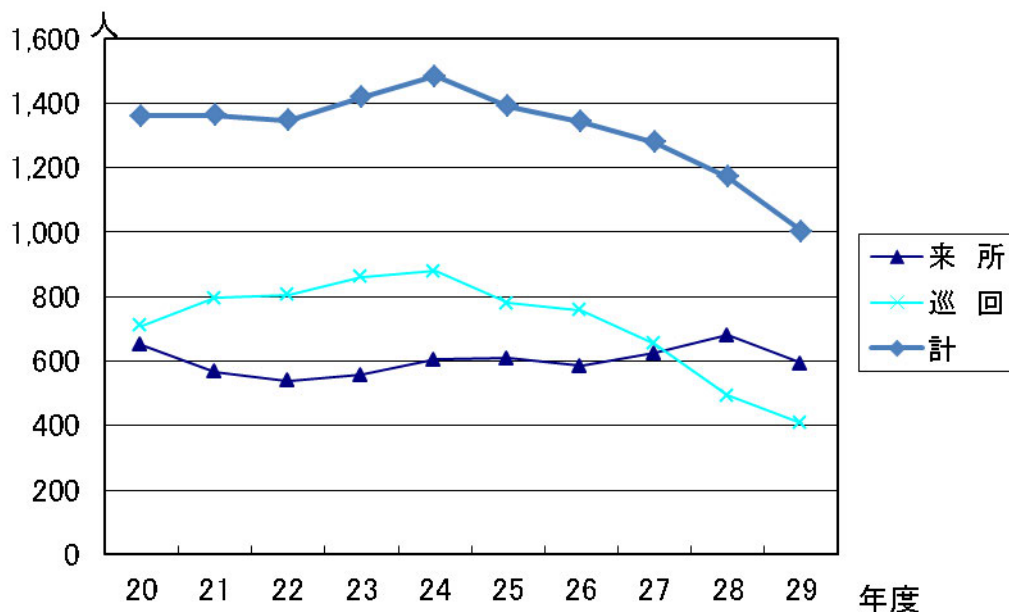
2 知的障害者支援課

(1) 年度別相談人員の推移

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
来所	651	567	540	557	605	610	586	625	680	593
巡回	710	796	807	862	879	780	758	655	493	409
計	1,361	1,363	1,347	1,419	1,484	1,390	1,344	1,280	1,173	1,002

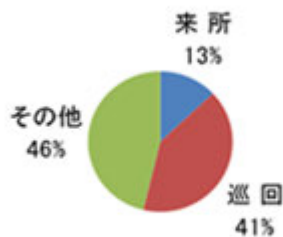
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



(2) 相談形態割合

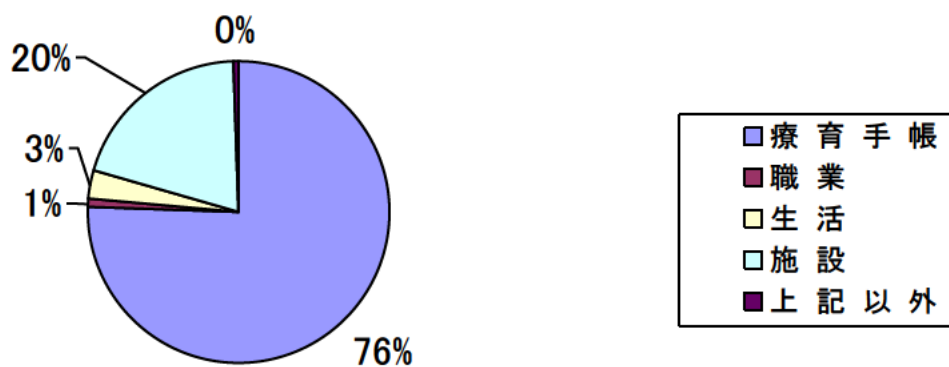
項目	人員	割合
来所	130	13%
巡回	409	41%
その他	463	46%
計	1,002	100%



(3) 相談判定処理状況

区分	来 所	巡 回	その他	合 計	
取扱人員	130	409	463	1,002	
相談内容	施設	16	85	27	128
	職親委託	0	0	0	0
	職業	0	4	25	29
	医療保健	0	1	1	2
	生活	4	12	7	23
	教育	0	1	0	1
	療育手帳	113	318	76	507
	その他	0	0	326	326
	計	133	421	462	1016
判定内容	医学的判定	0	0	0	0
	心理学的判定	126	341	2	469
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	18	35	10	63
	計	144	376	12	532
判定書 数等 交付	障害支援区分	0	0	0	0
	療育手帳	111	313	40	464
	その他	18	36	331	385
	計	129	349	371	849

☆ 巡回



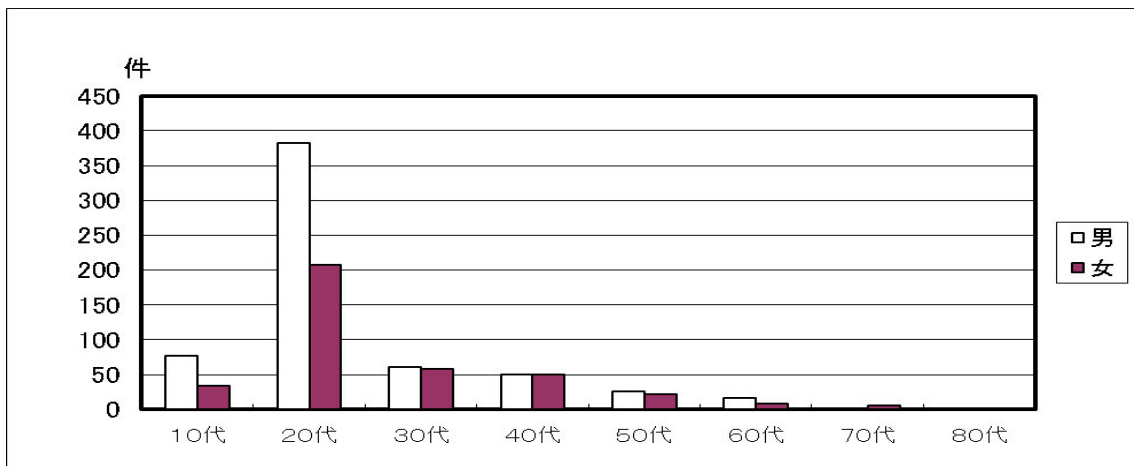
(4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	152	22	0	3	0	13	0	74	44	156
四日市市	172	25	0	2	2	1	0	77	66	173
伊勢市	49	7	0	0	0	0	0	25	17	49
松阪市	107	26	0	1	0	3	0	39	41	110
桑名市	90	4	0	3	0	0	1	52	31	91
鈴鹿市	98	13	0	5	0	0	0	46	34	98
名張市	47	7	0	2	0	0	0	34	4	47
尾鷲市	7	0	0	0	0	0	0	4	3	7
亀山市	26	3	0	3	0	0	0	13	7	26
鳥羽市	14	1	0	0	0	0	0	9	5	15
熊野市	8	1	0	0	0	1	0	4	2	8
いなべ市	30	3	0	3	0	4	0	13	10	33
志摩市	23	4	0	0	0	1	0	14	4	23
伊賀市	38	0	0	5	0	0	0	25	8	38
市計	861	116	0	27	2	23	1	429	276	874
木曾岬町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	13	1	0	0	0	0	0	6	6	13
菰野町	30	0	0	1	0	0	0	18	11	30
朝日町	5	2	0	1	0	0	0	2	1	6
川越町	6	2	0	0	0	0	0	3	1	6
多気町	23	0	0	0	0	0	0	12	11	23
明和町	16	0	0	0	0	0	0	8	8	16
大台町	5	0	0	0	0	0	0	5	0	5
玉城町	8	2	0	0	0	0	0	5	2	9
度会町	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大紀町	3	0	0	0	0	0	0	2	1	3
南伊勢町	8	0	0	0	0	0	0	3	4	7
紀北町	6	2	0	0	0	0	0	3	1	6
御浜町	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
紀宝町	8	3	0	0	0	0	0	4	2	9
町計	139	12	0	2	0	0	0	76	50	140
県計	1000	128	0	29	2	23	1	505	326	1014
県外	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
合計	1002	128	0	29	2	23	1	507	326	1016

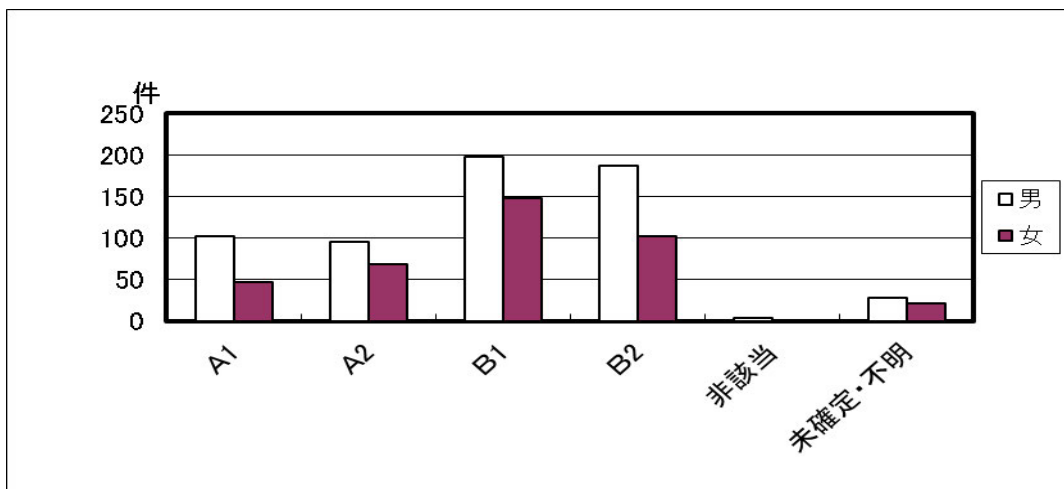
障害保健福祉圏域別相談判定状況

圏域名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	134	8	0	6	0	4	1	71	47	137
四日市	213	29	0	4	2	1	0	100	79	215
鈴鹿亀山	124	16	0	8	0	0	0	59	41	124
津	152	22	0	3	0	13	0	74	44	156
松阪多気	151	26	0	1	0	3	0	64	60	154
伊勢志摩	107	14	0	0	0	1	0	60	33	108
伊賀	85	7	0	7	0	0	0	59	12	85
紀北	13	2	0	0	0	0	0	7	4	13
紀南	21	4	0	0	0	1	0	11	6	22
県外	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
合計	1002	128	0	29	2	23	1	507	326	1016

(5) 男女別年齢別相談件数

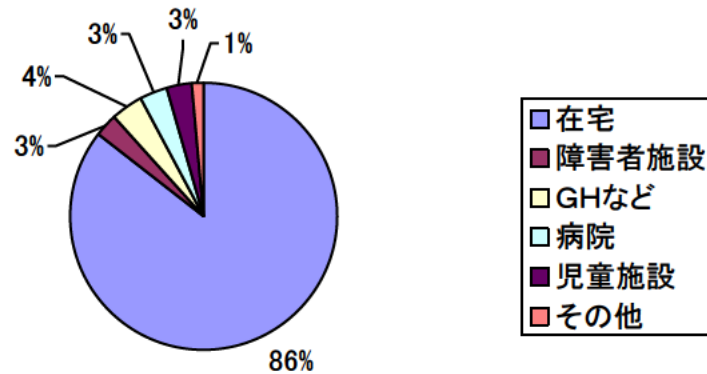


(6) 男女別程度別相談件数

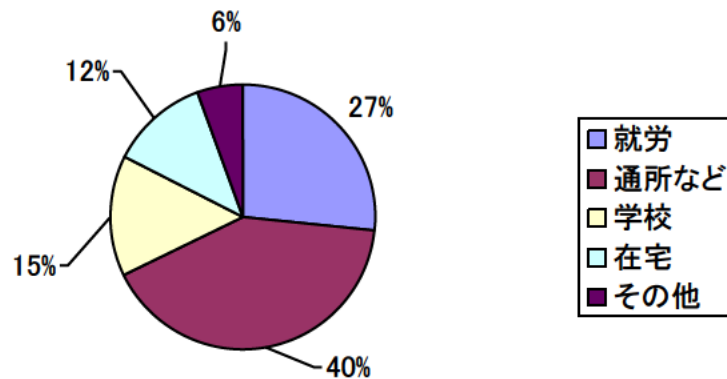


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい部会等）に計 25 回出席し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討や関係機関のネットワーク構築に向けた協議等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 24 回参加しました。

② 入所調整

平成 29 年度に知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、新たに待機者名簿へ掲載した者は 39 名でした。入所した対象者は 29 名で、待機者（実人数）は平成 30 年 4 月 1 日現在で 262 名となり、平成 24 年度 254 名、平成 25 年度 263 名、平成 26 年度 295 名と年々増加していましたが、平成 27 年度には 279 名、平成 28 年度 265 名となり、平成 29 年度も減少しています。また、待機者 262 名のうち優先度 A が 16 名、B が 83 名、C が 158 名、D が 5 名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しない C や D の人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成 23 年度に「三重県障害者支援施設利用調整実施要領」を制定し実施してきたところですが、平成 25 年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過齢児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

また、平成 27 年度、平成 29 年度には優先度に関するガイドラインの見直しを行い、短期入所が長期に亘っており、今後も継続して施設入所が必要な者等についての優先度を検討しました。(平成 28 年 4 月 1 日施行、平成 29 年 9 月 1 日施行)

③ 行動観察事業

平成 29 年度に行動観察事業を利用した利用者は 1 名でした。また、利用にあたっての、事前検討や、利用中、利用後の支援のために「城山れんげの里」を含めた関係機関のケース会議を随時実施しました。

(9) 研修の状況

① 第 3 回市町障がい福祉担当等職員基礎研修<知的障がいの部>

日 時	平成 29 年 4 月 26 日 (水)
場 所	三重県人権センター大セミナー室
対象者	市町知的障がい者福祉担当職員
内 容	知的障害者支援課作成の「知的障がい者福祉担当業務マニュアル」に基づき業務概要を説明 ・知的障がいとは ・療育手帳について ・療育手帳判定の流れについて ・その他
出席者数	58 名

② 第 4 回市町障がい福祉担当等職員基礎研修<知的障がいの部>

日 時	平成 29 年 12 月 6 日 (金)
場 所	三重県身体障害者総合福祉センター大研修室
対象者	市町知的障がい者福祉担当職員
内 容	・心理検査について ・心理検査受検体験
出席者数	31 名

③ 知的障がい者福祉担当専門研修会

日 時	平成 29 年 12 月 22 日 (金)
場 所	三重県人権センター大セミナー室
対象者	福祉行政及び障害福祉サービス事業所等において相談支援に従事している職員
外部講師	福岡 寿 氏
内 容	知的障がい者の生活支援と意思決定支援
参加者数	51 名

3 身体障害者支援課

(1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(2) 判定業務

医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 29 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月 3 回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 木曜日	10:30～11:30
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

(3) 判定等実施状況

平成 29 年度中に実施した判定依頼件数は 1,007 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,042 件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 730 件、判定件数が 769 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 277 件、判定件数が 273 件でした。

※判定依頼件数＝平成 29 年度中の日付（H29.4.1～H30.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 29 年度中の日付（H29.4.1～H30.3.31）で判定書を交付した件数

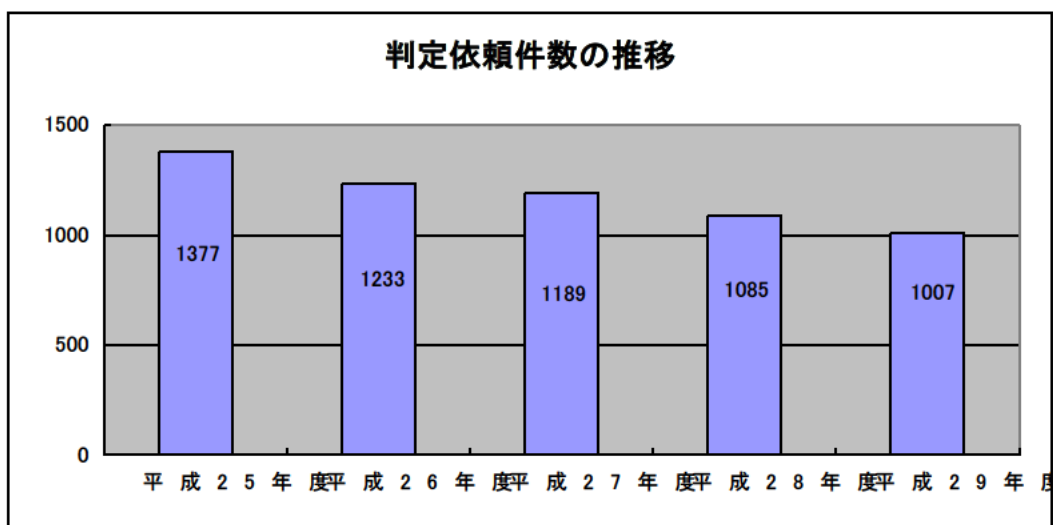
平成 29 年度判定依頼・判定件数

区 分		来 所	計	構成比
判定依頼件数		1,007	1,007	—
判定依頼内容	更生医療	277	277	27.5%
	補装具	730	730	72.5%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,007	1,007	100.0%
判定内容	更生医療	273	273	26.2%
	補装具	769	769	73.8%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,042	1,042	100.0%
判定書交付件数		1,042	1,042	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 判定依頼件数の過去 5 年間の推移

相談・判定 件数の推移	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	1,377	1,233	1,189	1,085	1,007



(5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去 5 年間の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
来 所	1,377	1,233	1,189	1,085	1,007
巡 回	0	0	0	0	0
計	1,377	1,233	1,189	1,085	1,007

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成 22 年度をもって廃止

(6) 判定依頼状況の過去 5 年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成 20 年度をもって廃止しました。

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生医療	559	376	337	304	273
補装具	818	857	852	781	769
心理判定	0	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	1,719	1,377	1,189	1,085	1,007

(7) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	5	1.8%
	弁置換術・弁形成術	6	2.2%
	ペースメーカー植え込み術	5	1.8%
	その他	3	1.1%
じん臓機能障害	透析療法	110	40.3%
	免疫抑制療法	30	11.0%
	腎移植	16	5.9%
肢体不自由	人工関節置換術・他	32	11.7%
	その他	4	1.5%
肝臓障害	肝臓移植	1	0.4%
	免疫抑制療法	11	4.0%
免疫機能障害	免疫調整療法	36	13.2%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	2	0.7%
	顎形成・歯列矯正・他	12	4.4%
視覚障害	水晶体再建術	0	0
計		273	100.0%

(8) 補装具判定の状況

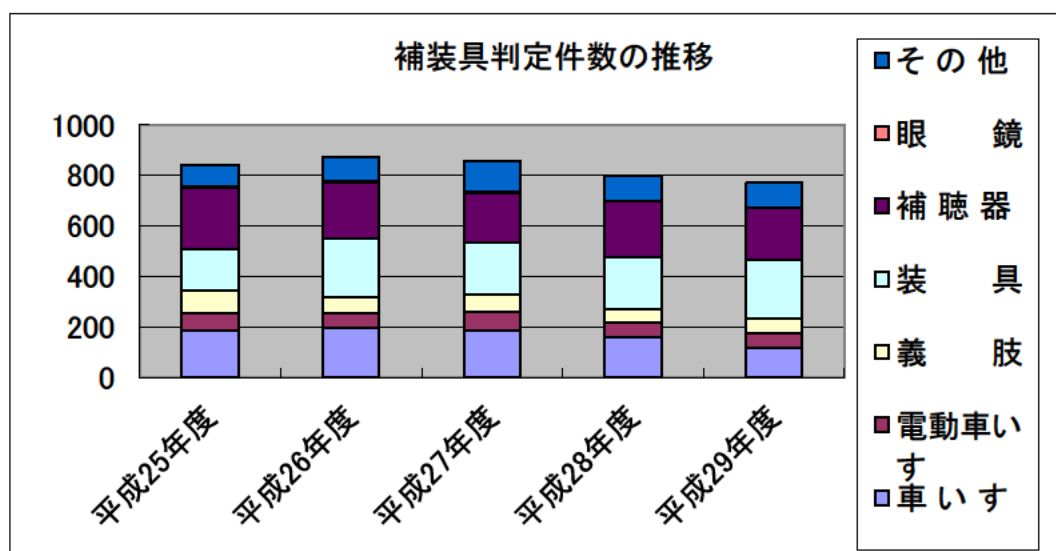
補装具の判定は、装具が最も多く 30.7%、次いで補聴器が 26.7%、車いすが 14.8% となっています。

平成 29 年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	114	14.8%
電動車いす	61	7.9%
義肢	56	7.3%
装具	236	30.7%
補聴器	205	26.7%
眼鏡	0	0
その他	97	12.6%
計	769	100.0%

※年度別判定状況（過去5年間の推移）

種 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
車 い す	184	196	184	161	114
電動車いす	71	59	76	56	61
義 肢	87	65	67	55	56
装 具	165	231	207	204	236
補 聴 器	243	218	195	219	205
眼 鏡	5	8	5	0	0
そ の 他	86	94	120	102	97
計	841	871	854	797	769



(9) 研修の状況

① 第3回市町障がい者福祉担当職員研修

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 29 年 4 月 26 日 63 名

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療（更生医療）
- ・ 補装具総論（制度の概要、判定事務等）
- ・ 補装具各論 1（整形外科）
- ・ 補装具各論 2（耳鼻科、眼科）
- ・ 障害者支援施設入所関係事務

- ② 第4回市町障がい者福祉担当職員研修
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成29年12月6日 34名

- ・ 補装具の現物説明、操作・装用体験
- ・ 補装具・更生医療事務に関する説明及び質疑応答
- ・ 身体障害者事務に関する意見交換

(10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を2回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、44件の指定を行いました。
また、指定更新34件、医師変更承認8件、その他変更届166件を受理しました。

4 地域支援課

(1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数（登録者数）

① 障がい者就業・生活支援事業

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	3, 0 2 6 人	3, 4 2 0 人	3, 8 8 5 人	4, 1 1 6 人

② 障がい児等療育相談支援事業

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	2, 6 1 8 人	2, 8 7 0 人	3, 0 7 2 人	2, 7 8 9 人

③ 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (延数)	9 7 0 人	1, 0 5 3 人	1, 0 3 1 人	1, 9 5 2 人

④ 自閉症・発達障害支援センター運営事業

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	1, 5 2 5 人	1, 6 3 3 人	2, 6 1 4 人	2, 8 9 6 人

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数	3 5 6 人	3 9 5 人	3 7 4 人	3 0 2 人

(2) 相談支援体制整備・強化及び地域の協議会支援

平成 21 年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差がありました。そのため、平成 21 年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成 22 年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを配置し運営の強化を図りました。エリアマネージャー会議の開催により情報の共有と更なる強化等に取り組みました。

平成 24 年度からは、エリアマネージャーを圏域アドバイザーに改称し、相談支援体制強化事業として従来の取組に加え、相談支援体制強化に向けた支援を行ってまいりました。合わせて、スーパーバイザーを配置し相談支援体制強化、人材育成の推

進、強化を図りました。平成29年度には各市町等に基幹型相談支援センターが設置されてきていることから、圏域アドバイザーを廃止し、基幹型相談支援センター設置促進とともに、地域のスーパーバイズ体制構築のため、スーパーバイザーを7人に増員して支援しています。

(3) 人材育成支援事業

① 障害支援区分認定調査員研修

障害支援区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成29年4月25日、8月22日の2回実施

【参加者数】 79名

② 審査会委員研修

障害支援区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成29年4月27日、5月18日、8月31日、10月6日の4回実施

【参加者数】 19名

③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成29年7月19日~20日、7月27日~28日、8月3日~4日、日間

【参加者数】 93名

④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成29年9月27日~29日の3日間

【参加者数】 85名

⑤ 相談支援従事者専門コース別研修（ファシリテーション研修）

三重県自立支援協議会人材育成検討部会の委員を対象に、質の高い人材育成を行える指導者の育成を目的として実施しました。

【日 時】 平成29年6月30日

【参加者数】 16名

⑥ 相談支援従事者専門コース別研修（障がい児支援）

障がい児の地域生活を支援する相談支援専門員等に求められる資質の向上を目

的として実施しました。

【日 時】 平成 29 年 9 月 20 日

【参加者数】 57 名

⑦ サービス管理責任者等研修

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的として、実施しました。

【日 時】 平成 29 年 11 月 2 日（共通講義）

平成 29 年 11 月 9 日、10 日（介護分野）

平成 29 年 11 月 16 日、17 日（地域生活（知的・精神）分野）

平成 29 年 11 月 30 日、12 月 1 日（児童発達支援管理責任者研修）

平成 29 年 12 月 8 日、9 日（就労分野）

平成 30 年 2 月 22 日、23 日（児童発達支援管理責任者研修）

【参加者数】	介護分野	74 名
	地域生活（知的・精神）分野	52 名
	就労分野	78 名
	児童発達支援管理責任者研修	126 名
	合 計	330 名

⑧ 強度行動障害支援者養成研修

自傷や他害行為に代表される著しい行動障害がある人に対して適切に支援が行えるよう、支援者に基礎的な知識と技術に関する情報を提供することを目的として実施しました。

【日 時】 平成 30 年 1 月 23 日、24 日（基礎研修①クール）

2 月 1 日、2 日（基礎研修②クール）

2 月 15 日、16 日（実践研修）の 6 日間

【参加者数】 335 名

⑨ サービス提供事業者資質向上研修

障害保健福祉圏域において、地域のニーズに応じた研修を地域自立支援協議会が主催して企画実施し、支援者の養成と資質向上及び、地域のネットワーク構築を目的として実施しました。

【日 時】 平成 29 年中に 7 圏域で 13 回開催

【延べ参加者数】 559 名

⑩ 福祉担当職員等基礎研修

市町職員及び障がい福祉施設従事者等の初任者を対象に、「本人中心の支援とは」を共に考え、日頃の支援を振り返る機会とする基礎研修を実施しました。

【日 時】 平成 29 年 5 月 21 日

【参加者数】 126 名

(4) 障害者虐待防止・権利擁護事業

① 三重県障害者権利擁護センター

相談・通報・届出受理件数（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

	養護者	施設従事者	使用者	不明	総数
受理件数	1 件	13 件	9 件	-件	23 件

*市町からの問い合わせ・相談、労働局、県庁障がい福祉課からの情報提供も含む

② 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待の未然防止及び虐待の早期発見と虐待が疑われる事案への迅速な対応ができるよう研修を共通講義と障害者虐待防止センター担当職員等コース、障害者福祉施設従事者コースのコース別に、県社会福祉協議会に委託して実施しました。

【日 時】 平成 30 年 1 月 31 日(共通講義)

2 月 9 日(障害者虐待防止センター担当職員等コース)

3 月 1 日(障害者福祉施設従事者コース)

【参加者数】 454 名

平成 30 年度版

事 業 概 要

発 行

平成 30 年 7 月
三重県障害者相談支援センター
〒514-0113
三重県津市一身田大古曾670番地2
電 話 (059) 236 - 0400
